※本要項は10月 15 日時点のものです。今後、内容や時間等が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2026 富士市
開 催 要 項

全体テーマ：子どもにやさしい地域社会を拓く
～パートナーシップによる連携・協働とフェーズフリーなまちづくり～

1 趣旨

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO 等が連携・協力して、2002 年から開催しています。このシンポジウムの趣旨は、自治体関係者と専門家等が連携・協力をしながら、①子ども施策（子ども関係の法・制度および政策・事業を含む）についての情報交換および経験交流を行うこと、②自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること、③日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築することにあります。

また、このシンポジウムでは、子どもの権利のグローバルスタンダードである国連「子どもの権利条約」と具体的な子ども施策を担う「地方自治」を大切にしています。国際的な視点をもち、国際社会と連携しながら、「地方自治」において、①子どもをとりまく現状、②行政施策の展開、③市民社会での取り組みなどをふまえ、子どもの思い、考え、意見を真に反映した子ども施策、子ども支援・子育て支援、まち・コミュニティづくりをどのようにすすめていくのかなどについて検討してきました。

23 回目を迎える今年度のシンポジウムは、静岡県富士市で開催します。富士市では、2022 年4月に「富士市子どもの権利条例」を制定するとともに、同年5月に「富士市子どもの権利救済委員」を設置し、「子どもなんでも相談」を窓口として、子どもの困りごとや悩みごとの相談を受け付け、救済委員や関係機関と連携した子どもの権利の回復を支援する体制の充実を図っています。2025 年 3 月には「富士市こども計画」を策定し、庁内横断的な取組を進めるとともに、市民団体、企業など多様な主体と連携・協働し、子どもの目線に立った施策の推進に取り組んでいます。

今年度の全体テーマは、「子どもにやさしい地域社会を拓く～パートナーシップによる連携・協働とフェーズフリーなまちづくり～」です。少子化・人口減少が進む中で、子どもが、今を安心して生き、育ち、学び、参加できる環境を整えることは、持続可能な地域社会を築くうえで欠かせない課題です。そのためには、自治体が中心的な役割を果たしつつ、家庭、学校、地域、市民団体、企業、専門機関など、多様な主体がつながり、それぞれの強みを生かした連携・協働を進めていく必要があります。また、日常の支援や地域づくりを非常時にも生かしていくフェーズフリーの発想は、今後の自治体施策を考えるうえで重要な視点です。

さらに、子どもの権利条約に基づく普遍的な保障を地方自治の枠組みの中でどのように担保できるかが課題となっています。自治体ごとに子どもの権利に関する条例や自治体こども計画の策定が進んでいますが、実効性のある条例の運用や具体的な施策、その点検・評価、さらには自治体施策への子どもの意見表明や参加の仕組みについては、いまだ手探りの状況です。

自治体には子どもの生活に直結する施策を実施できるという強みがあることを踏まえ、権利保障の不均衡や制度的な限界を克服し、子どもの参加を通じて地方自治をどのように築いていけるのか、また、地域の力を結集して持続可能な社会を築くための方策について、各地の実践と課題を共有しながら、みなさんと一緒に考えたいと思います。

2 期日 2026 年（令和8年）11 月7日（土）～8日（日）
3 会場 富士市交流プラザ（富士市富士町 20 番 1 号）
富士駅北まちづくりセンター（富士市平垣本町 6-13）
4 主催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2026 富士市実行委員会、富士市
5 後援 総務省、文部科学省、こども家庭庁、静岡県、静岡県教育委員会、富士市教育委員会
6 参加方法
①現地参加（事前申込制・先着順・参加無料）
②オンライン視聴（ライブ配信）（事前申込制・先着順・参加無料）
※申込は電子申請フォームから行ってください。申請方法は別紙「申込要項」をご確認ください。
7 資料集
資料集は、データ（ダウンロード形式）のみ販売します。価格は 1,300 円（税込）です。
※ 紙媒体での販売はありませんので、あらかじめご了承ください。
※ 資料集は、全体会及び分科会の内容を一体化した構成となっています。
8 日程
【11 月7日（土）】
会場：富士市交流プラザ 多目的ホール ［定員］現地参加 300 名、オンライン視聴300 名
（オンライン視聴は、全体会及び全ての分科会を視聴いただけます。）

時間	内容
13:00～16:45	オープニング 実行委員会 開会挨拶　野村 武司 実行委員長 全体会 「子どもにやさしい地域社会を拓く～パートナーシップによる連携・協働とフェーズフリーなまちづくり～」 ● 開催自治体 歓迎挨拶・報告　富士市長 金指 祐樹 ● 自治体報告 ・宮城県　志賀 慎治（保健福祉部 部長） ・東京都西東京市　遠藤 さおり(子ども若者部 部長) ・愛知県日進市　堀尾 順一（教育委員会学校教育課 学校支援室長） 櫻井 かおり（同ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ） ● 子どもの参加の活動報告 ● パネルディスカッション

〇交流会
会場：富士市 交流プラザ第1会議室　［定員］100 名

時間	内容
17:30～19:00	行政職員、実務者、研究者、相談員、子ども関連団体職員等、市民が、子ども施策についての情報交換及び経験交流を行う貴重な場となります。（参加費 4,000 円）

【11 月8日（日）】

会場：富士市交流プラザ、富士駅北まちづくりセンター

［定員］現地参加は下表のとおり、オンライン視聴は300 名
（オンライン視聴は、全体会及び全ての分科会を視聴いただけます。）

時間	内容	会場	コーディネーター	現地参加定員
10:00～12:00 13:30～15:30	分科会① 子どもの相談・救済	交流プラザ第1会議室	間宮 静香、福田 みのり、安 ウンギョン、横井 真	60 人
	分科会② 子どもの虐待防止	富士駅北まちづくりセンター大研修室2	野村 武司、川松 亮、小出 真由美、鈴木 秀洋、中板 育美	30 人
	分科会③ 子どもの居場所	交流プラザ第2・第3会議室	安部 芳絵、浜田 進士、西野 博之	48 人
	分科会④ 子ども参加	富士駅北まちづくりセンター多目的室A	林 大介、川野 麻衣子、喜多 明人、吉田 祐一郎	30 人
	分科会⑤ 子ども計画	富士駅北まちづくりセンター多目的室 B	森田 明美、加藤 悦雄、我謝 美左子、井上 寿美	33 人
	分科会⑥ 子ども条例	富士駅北まちづくりセンター大研修室1	吉永 省三、松倉 聡史、内田 塔子、松原 信継、川口 洋誉	30 人
	分科会⑦ 災害と子ども	交流プラザ多目的ホール	池田 恵子、小野 道子、中 智美	96 人
15:50～16:50	公開コーディネーター会議	交流プラザ多目的ホール	半田 勝久、渡部 達也（各分科会から 1 名）	

※各分科会の運営時間については、変更となる場合があります。

※交流プラザ多目的ホールは椅子のみの席となります。また、他の会場も多くの方にご参加いただけるよう、一部、椅子のみの席をご用意しております。あらかじめご了承ください。

【11 月7日(土)～8日(日)】

「子どもとつくる、参加と表現のひろば」　会場：富士市交流プラザギャラリー等

子どもたちの思いや願いを表現し、来場者と共有できる場として、作品展示や子ども参加型企画を実施します。また、5月に実施した「富士市子どもの権利フォーラム 2026」の様子についても展示しています。

時間	内容
11 月 7 日(土)12:30～17:00 11 月 8 日(日)10:00～14:00	作品展示
11 月 7 日(土)11:00～15:30	子ども参加型企画

【11 月6日（金）】

会場：富士駅北まちづくりセンター多目的室 A・B（オンラインなし）

時間	内容
13:00～18:40	子どもの相談・救済に関する関係者会議（非公開） ※対面のみ、オンライン配信なし。関係者のみご案内します。

全　体　会　【１１月7日（土)】

全体テーマ:「子どもにやさしい地域社会を拓く
～パートナーシップによる連携・協働とフェーズフリーなまちづくり～」

【趣旨と論点】

子どもにやさしいまちとは、子どもの権利条約で規定されている権利を子どもに保障する体系的な仕組みを整備するまちのことです。その構成要素は、①子どもの参加の保障を基軸に、②子どもにやさしい法的枠組みをもつこと、③まち全体の子どもの権利戦略を策定すること、④子どもの権利部局を作ること、あるいは調整するしくみをもつこと、⑤子どもの影響評価を保障すること、⑥適切な子ども予算を確保すること、⑦まちの子ども白書が定期的に出されることの保障、⑧子どもの権利を周知すること、⑨独立した子どもアドボカシーをもつこと、と整理されています（UNICEF Innocenti Research Centre, BUILDING CHILD FRIENDLY CITIES—A Framework for Action, Florence, 2004）。本シンポジウムは、この 9 つの構成要素を、自治体が子ども施策として実装するプロセスを通じて、地方自治の危機を乗り越えながら、どのように子どもにやさしい地域社会を拓いていくのか、各自治体の実践から学び合うことを目的とします。

自治体報告では、(1)自治体の抱える課題の整理、(2)子どもの権利を自治体の政策形成にどう総合化するか、(3) 子ども・若者をまちづくりの中心に置き、参加を通じて質を高めているか、(4)災害を含むあらゆる局面で権利保障が途切れない仕組みをどう構築しているか、(5)それらを可能にするパートナーシップの機能の仕方がどこにあるのかを焦点化します。

論点としては、a. 子ども施策を総合化することで子どもにやさしい地域社会がどのように拓けるのか、b. 子ども・若者の参加の仕組みをどのように構築し、施策に反映させるのか、c. フェーズフリーなまちづくりは、子どもの権利保障にどう貢献するのか、d. パートナーシップによる連携・協働は、どの分野でどう進めると効果が出るのか、e. 子どもの権利の視点からの評価・検証の仕組みをどう構築するのか、といったことが想定されます。

■シンポジウム全体会

1 開催自治体報告 富士市長 金指 祐樹

2 自治体報告

(1)「東日本大震災から 16 年目、災害からの復興支援を継続する
—子ども参加と市民活動との連携を手がかりに—」
志賀 慎治（宮城県保健福祉部 部長）

(2)「子どもが生き続けられる地域づくりの中心に子ども・若者を位置づける
—子どもの権利条例の制定経緯と施策展開—」
遠藤 さおり(西東京市子ども若者部 部長)

(3)「子どもの権利を真ん中にした教育委員会としての相談・支援の取り組み」
堀尾 順一（日進市教育委員会学校教育課 学校支援室長）
櫻井 かおり（同 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

3 子どもの参加の活動報告

4 パネルディスカッション
登壇者：上記自治体報告者、富士市長
コーディネーター 野村 武司（東京経済大学） 間宮 静香（弁護士）

分　科　会【11月8日（日）】

■第1分科会

テーマ	子どもの権利救済機関を育てる－国際的な基準と自治体の現実的な制約の中で－
内　容	子どもの権利救済機関は、2026 年 1 月時点で 60 の自治体条例において設置されている。本来、子どもの権利救済機関には、独立性を確保しつつ、個別の相談・救済にとどまらず、モニタリングや意見表明・勧告などの権限を行使し、子どもの権利の救済・普及・促進につなげていくことが期待されている。一方で、多くの自治体では、予算や人員、組織体制などの制約が大きく、独立した相談窓口を設け、十分な体制のもとで機関を運営することは容易ではない。 そこで今年度は、必ずしも十分な条件が整わない中で、子どもの権利救済機関をどのように立ち上げ、維持し、育てていくことができるのかに焦点を当てる。設置当初は独立した相談室を持たなかったものの、その後、独立した相談室の設置へと発展した自治体や意見表明や勧告といった権限を行使するには至っていないなか、約 10 年にわたり相談・救済の仕組みを維持し、地道に活動を継続してきた自治体から報告を受ける。こうした実践を通じて、限られた人員・予算のもとで制度を継続するために何が必要なのか、長年の相談活動の蓄積が自治体や地域にどのような意味をもたらしてきたのか、また、機能を十分に発揮するためには今後どのような条件や工夫が必要なのかを考えたい。 あわせて、こども家庭庁が今年度開始した地域のこどもの相談救済機関に関するモデル事業及びガイドライン策定に関する事業について説明を受けるとともに、諸外国では子どもの権利救済機関の独立性や権限、人的・財政的基盤がどのように整備されているのかを学ぶ。これらを踏まえ、国際的な制度像を確認しながらも、各自治体が置かれている固有かつ現実的な制約のもとで、まず制度をつくり、持続させ、さらにその機能を育てていくためには何が実質的に必要なのかを検討する機会としたい。
報　告	1　自治体活動報告 テーマ：子どもの権利救済機関をどう育てるか ⑴ 豊島区子どもの権利擁護委員 山下　敏雅（弁護士） ⑵ 相模原市子どもの権利救済委員 中安　恒太（和泉短期大学）・泉　路代（弁護士）・今西　隆彦（弁護士） 2 地域のこどもの相談救済機関に関わるモデル事業及びガイドライン策定に関する事業報告 吉田　悠人（こども家庭庁長官官房（総合政策）参事官補佐） 3 報告：国際的な子どもの権利救済機関に関する基準の制定状況について 平野　裕二（子どもの権利条約総合研究所） 4　意見交換：子どもの権利救済機関を育てるには
コーディネーター	間宮　静香（弁護士）　福田　みのり（山口東京理科大学） 安　ウンギョン（平成国際大学）　横井　真（公益社団法人子ども情報研究センター）

■第2分科会

テーマ	子どもの虐待防止
内 容	【テーマ】子ども家庭センターが目指すもの～母子保健と福祉の協働の現場から 子ども虐待を防止するといったとき、妊娠期、子育て期の全ての家庭を対象とした取組みの中で、その家庭に潜在しているリスクまたは支援ニーズを的確に把握し、その家庭に応じた支援を構築することが重要である。児童相談所による介入も含め、地域資源を活かした形の母子保健、児童福祉等を総合した取組みが求められているといってよい。 こども家庭センターは、こうした点を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うという趣旨で、令和4年の児童福祉法改正（令和 6 年施行）で設置されるようになったものであり（児童福祉法 10 条の 2）、区市町村において、現在、さまざまな取組みがなされている。 共通した課題も出てきており、特に、統括支援員の位置づけや機能、サポートプランの作成を含む支援における児童福祉と母子保健の連携・協働、支援のための地域資源の開拓、さらに、子ども家庭センターと児童相談所の関係など、自治体内の横の関係、機関間の縦の関係、地域という斜めの関係などが指摘されている。 そこで、本年度も、引き続き母子保健と児童福祉の連携・協働を基底にしつつ、子ども家庭センターの組織のあり方、地域資源開発、児相等の関係など課題を共有しつつ、子ども家庭センターのあるべき方向性について議論ができればと考えている。
報 告	1 基調報告：「こども家庭センターによる地域の子育て支援を進めるために」 川松 亮（明星大学） 2 自治体報告：子ども家庭センターと連携と協働の課題 ⑴「富士市こども家庭センターにおける連携と協働」 沓澤 真弓（静岡県富士市こども未来部こども家庭課） ⑵「藤枝市こども家庭センター（えだっこサポ）における一体的支援」 田島 麻里子（静岡県藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども・若者支援課） ⑶「鎌倉市こども家庭センターにおける連携と協働」 矢作 拓（神奈川県鎌倉市こども未来部子ども家庭相談課） ⑷「地域と育むこども家庭センターの可能性」 島岡 佐喜子（長野県阿智村教育委員会こども家庭センター） 3 パネルディスカッション 報告者：上記自治体 川松 亮／鈴木 秀洋／中板 育美／野村 武司
コーディネーター	野村 武司（東京経済大学） 川松 亮（明星大学） 小出 真由美（東洋大学） 鈴木 秀洋（日本大学） 中板 育美（武蔵野大学）

■第3分科会

テーマ	子どもの居場所－日常と非日常の接続を考える－
内 容	ある場が居場所になるかどうかは、子ども本人が決めることである。一方で、子どもの居場所づくりは、主におとなが誰かの居場所となることを願って取り組む。そのため、ジレンマが生じることがある。こどもの居場所づくりに関する指針では、「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」（こども家庭庁、2023：8）が居場所づくりの基本的な視点に共通する事項として示された。おとなの「よかれ」ではなく、こどもの声を聴くこと、そしてその声を反映することが居場所づくりに求められている。 こどもの居場所づくりに関する指針において重要な地域資源として位置づけられたのが公的な居場所としての児童館・放課後児童クラブである。本分科会では、昨年度に続き児童館・児童クラブに焦点を当てる。とくに、2025 年 4 月 1 日より運用されている改正児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針では、こども基本法・こども大綱・こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、子どもの権利に関する記述が充実した。加えて、本改正で新たに加えられたものでもある災害時の居場所としての児童館の役割にも注目したい。 本分科会では、日常と非日常（災害時）の両面から居場所としての児童館・児童クラブの役割を検討する。日常でできないことを、突然襲ってくる災害時に実施することは困難である。そこで、日常の児童館・児童クラブにおける居場所づくりを起点として、災害時の居場所づくり、遊び支援へと接続させたい。 このことを通して、子どもとともにつくるフェーズフリーな児童館・児童クラブのありようを考える。
報 告	1 基調報告と論点整理 「日常と非日常の居場所をつなぐフェーズフリーな児童館・児童クラブの役割」 安部 芳絵（工学院大学） 2 自治体報告 (1)「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりと居場所フローター」 渡邊 祐士（世田谷区子ども・若者部児童課課） (2)「子どもの想いを受けとめて、子どもとつくる児童館 －大型児童館と小型児童館での実践を通してみえてきたもの－」 髙阪 麻子（東郷町立兵庫児童館館長） 3 特別発言 (1)「児童館・放課後児童クラブの政策動向」 阿南 健太郎（こども家庭庁成育局成育環境課） (2)「大槌町山林火災と遊び支援－大型児童館による広域的・専門的支援－」 長﨑 由紀（岩手県立児童館いわて子どもの森チーフプレーリーダー／岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会）
コーディネーター	安部 芳絵（工学院大学） 浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所） 西野 博之（フリースペースたまりば）

■第4分科会

テーマ	子ども参加～民主主義と子どもの権利
内 容	本分科会はこれまで、自治体行政における「子ども参加による施策づくり」および「子ども参加を推進する施策づくり」を主たるねらいとして設けられた。この中で、自治体担当者などによる経験交流および意見交換を行い、実際に当事者として参加している子ども自身からの報告や、子ども同士の意見交換にも取り組んできた。 そうしたなか、2015 年の公職選挙法改正により 18 歳選挙権となり、2016 年の参院選から高校生世代が投票できるようになって 10 年、また、2023 年 4 月のこども基本法等の施行により、当事者である「子どもの声」を行政施策に反映させていくことが法的に求められるようになった。 そこで今回は、(1)子ども参加による民主的な学校運営、(2)子どもの声を反映する自治体施策、の 2 つの視点から課題を掘り下げる。内容としては、基調報告を受け、①「学校における子ども参加」を実施している自治体・学校からの報告・問題提起および実際に参加している子どもからの報告、②議会としての子どもの声の反映や、「子ども・子育て総合計画」および子どもが参加する審議会等で実際に子どもの声を反映している自治体の取り組みに関する報告・問題提起、を行う。これらの報告・問題提起を踏まえて、「民主主義と子どもの権利」について議論を行う。
報 告	1 基調報告:「民主主義と子どもの権利」 林 大介(東洋大学) 2 子ども参加による民主的な学校運営 (1) 生徒会による取り組み 「生徒主体の避難訓練～"おもい"でつながる防災」 「中学生が変える 10 万人の未来～おもいでつながる防災～」 大阪市立佃中学校 生徒会本部役員(中学生)、近藤 克樹(生徒会担当) 「生徒だけの予算交渉と三者協議で築く真の民主主義」 青森県立三沢高等学校 坂下 美月/髙橋 麻由(生徒会本部役員)、 酒田 孝(生徒会担当) 「生徒会による学校民主主義やまちづくりの現状と「新しい生徒会」の可能性」 高橋 亮平(一般社団法人生徒会活動支援協会) (2) 教育委員会による取り組み 「小中学校の学校予算(小 20 万円、中 30 万円)を児童・生徒が決める取り組み」 鎌形 孝二(中野区教育委員会事務局) 3 子どもの声を反映する自治体施策 「子どもの声を行政施策に反映するしくみ」 中村 さやか(大阪府豊中市こども未来部こども政策課) 「議会と高校生が創る地域の未来～学校と議会が協働した「高校生議会」の実践」 川上 文浩(岐阜県可児市議会議員)、平田 祐二(可児市議会 議会事務局) 「中高生が委員を担う子どもの権利委員会」 治田 可洋(東京都北区子ども未来課) 4 今後に向けて～コーディネーターから
コーディネーター	林 大介(東洋大学) 川野 麻衣子(北摂こども文化協会) 喜多 明人(早稲田大学) 吉田 祐一郎(四天王寺大学)

■第5分科会

テーマ	『総合計画』をとおした子どもの権利保障の展開―子ども・子育て支援事業計画から子ども総合計画へ
内 容	自治体子ども計画は、1995年の地方版エンゼルプラン（児童育成計画）を皮切りに、「次世代育成支援対策推進法」（2003 年）や「子ども・子育て支援法」（2012年）、近年の 「こども基本法」「こども大綱」などの国の法的動向に合わせて進められてきた。他方で各自治体は、子どもや保護者を取り巻く課題の変化に応じて新たな施策を創出し、それらの実効性を高めるために、保健医療・福祉・教育・労働・まちづくり・人権機関との連携・調整を進めてきた。さらに、総合的な推進に向け、理念の見直しや条例の制定、審議会などの意思決定に市民や子ども参加に取り組んできた。 こうした積み重ねをとおして、今日の自治体子ども施策展開の目安として、①計画の体系としての総合計画、②法規範としての子ども条例、③子どもの意見表明や参加の仕組み、④計画を推進する連携・調整・協働の仕組み、⑤市民社会との協働や地域づくり、⑥計画推進に向けた評価・検証の仕組み等を挙げることができる。自分たちの自治体は今どのような段階にあるのか、他自治体の過去から現在に至る取り組みとの比較をとおして見つめ直し、相互に自治体子ども施策の底上げを進めていく必要がある。その際には、自治体職員による試行錯誤の取り組みの中から学ぶことが求められる。 自治体報告では、以下のタイトルからも伺うことができる各自治体の特徴と、計画づくりをめぐってどのような歩みを展開してきたのか紹介していただく（過去・現在、そして未来へ）。合わせて、「総合計画」に基づく子ども施策の推進に関して、その実施状況と課題等について紹介していただく。特別報告では、子どもの権利に基づく自治体施策を推進するうえで、地域に根差した子ども NPO や社会福祉協議会の役割や可能性を話していただく。参加者との議論をとおして、「子どもの権利」を実現する計画のあり方について深めていきたい。
報 告	1 基調報告 「子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ」 加藤 悦雄 2 自治体報告 (1)「条例と計画の一体化でこどもの権利の具体化をすすめる」 大堀 雄一郎（富田林市こども未来部こども政策課） (2)「計画で条例の理念の具現化を進める」 伊藤 真也（富士市こども未来部こども未来課） (3)「教育委員会との連携～小中学生から市へのメッセージと市政への反映～」 中田 美紗子（多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課） (4)「条例と計画ですすめるこども・若者の意見反映」 今井 啓裕（磐田市こども部こども未来課） (5)「条例・計画の変遷と子ども・若者の参加・参画による施策の推進」 青木 啓修・佐藤 亮（世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課） <特別報告> (1)「富士市での子どもの権利活動を一体的に担う」 渡部 達也（NPO 法人ゆめ・まち・ねっと代表） (2)「地域社会福祉協議会との協働で進める子どもの権利の具体化」 野川 希代子（和光市社会福祉協議会） 3 共同討議（① わがまちの総合化の段階 ②子ども、市民の主体的参加）
コーディネーター	森田 明美（東洋大学） 加藤 悦雄（大妻女子大学） 我謝 美左子（江戸川大学） 井上 寿美（大阪大谷大学）

■第6分科会

テーマ	あらためて子ども条例をどう創るか ――こども基本法を絵に描いた餅で終わらせないために
内 容	子ども条例は、地方自治体が国連子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989 年国連採択、1994 年日本批准・発効）にのっとり、子どもの権利を基盤として、子ども施策を推進するための条例である。1998 年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000 年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。これらが先行モデルとなり現在まで、概ね 90 余の自治体で子どもの権利条約にのっとる子ども条例が制定されてきた。 本分科会の 20 年余にわたる議論は、概ね 3 つの段階を経てきた。最初は子ども条例を「どうつくるか」、次には「どう活かしていくか」、さらに「どう検証するか」。そして次の認識を共有してきた。子ども条例は、子どもの意見表明と参加を通して子どもの最善の利益を実現する原則を「まちづくり」や「学校づくり」に具現する、地方自治の基本的な枠組みである。そこで子ども条例には、次の 4 つが必要となる。①前文起草はじめ条例制定のアプローチにおける子ども参加。②子どもの権利を基盤とする条例の目的や理念、立法事実の明示と共有。③条例の目的等の実現に不可欠な子どもの権利の明文化とそれを受けて実施する子ども施策の提示。④条例の実施・運営に関する行政の説明責任の仕組みと市民参加による検証の仕組み。 そうして 2022 年、こども基本法の制定をみた。しかしこども基本法制下の現在、さまざまな課題が受け止められる。そこで、あらためて標記の今次分科会テーマを設定した。 もとより条例制定はゴールではない。地方自治と子ども施策の新たなスタートである。それゆえ、なぜ条例が必要なのか、その立法事実を共有しあう中から、条例づくりの道筋において何をどうつくっていくか、どう開いて(拓いて)いくかが重要となる。子どもを含む市民参加を具体化していく中で、住民自治と団体自治を本旨とする「地方自治」の在り方そのものを問うていくことにもなるだろう。その「子ども条例 2.0」を拓く、とりわけ「制度設計」にフォーカスしたい。子どもの権利を基盤とする制度や仕組みを、地方自治でどうつくるか。別の言い方をすれば、こども基本法を地方自治にどう活かすか。ともに考え合いたい。 こうした問題意識のもと、ことに小規模の基礎自治体における試みを住民と行政の双方から報告頂き、市民と行政それぞれの経験と問題意識を交流する中で、展望を開いていきたい。
報 告	1 基調報告 「こども基本法制下の今日的状況における諸課題と今求められる子ども条例の制度設計」 吉永 省三（千里金蘭大学） 2 自治体の住民と行政からの報告「わたしたちの子どもの権利条例づくり」 □島根県浜田市(人口 46,823 人)の場合 ・市民からの報告: 栗栖 真理（広げよう!子どもの権利条約～hamada～ 代表） ・行政からの報告: 龍河 章江 (浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課) □長野県上伊那郡中川村(人口 4,520 人)の場合 ・村民からの報告: 島崎 敏一（元・中川村議会議員） ・行政からの報告: 小林 郁子（中川村役場保健福祉課） 3 特別発言「なぜ子ども条例が必要なのか～市民から見た経過と現状、これから」 ・埼玉県草加市の市民から 三澤 江津子（子ども広場草加おやこ劇場） ・愛知県岡崎市の市民から 柴田 康正（「子どもの権利条例」ネットワーク岡崎） 4 意見交換 (上記報告者等と参加者による座談会)
コーディネーター	吉永 省三（千里金蘭大学） 松倉 聡史（旭川市立大学） 内田 塔子（東洋大学） 松原 信継（清泉大学） 川口 洋誉(愛知工業大学)

■第7分科会

テーマ	災害と子ども－子どもの権利保障のための行政と市民の協働－
内 容	災害時は子どもの権利が侵害されやすい状況になる。災害を経験した自治体が災害時どのように子ども支援を行ったのか、市民団体とどのように協働できたのか、平時から災害時の子どもの権利を保障するためにどのような準備を行っているのか、参加自治体からの報告を聞く。長野市からは、令和元年東日本台風災害における緊急時の子ども支援の体制づくりから子どもの権利条例制定に至るまでの取り組みについて、富士市からは、子どもの権利条例制定後、災害時の子ども支援に向けて平時から取り組んでいる内容について報告いただく。 また、特別報告として、こども家庭庁から、「災害時のこどもの居場所づくり」手引きの策定や非常時のこども・若者の意見反映など子ども支援に関する政策動向の紹介、しずおか子育て防災ネットワークからは、静岡県内の子育て防災ネットワークの取り組み、県内の災害における支援活動の実践、平時からの行政との協働のあり方、認定 NPO 法人カタリバからは、長野市の令和元年度東日本台風災害、熱海市の土石流災害、2026 年 7 月熊本地震など全国各地の災害での子ども支援活動と平時からの子ども支援ネットワークづくりや自治体と連携した取り組みについて報告いただく。 最後に、参加自治体からの報告者、特別報告者の方々に登壇いただき、分科会参加者も交えてパネルディスカッション形式で討議を行う。
報 告	1 論点整理 「災害時の子ども支援と子どもの権利保障」 小野 道子（東洋大学） 2 自治体報告 (1)「緊急時の子ども支援の体制づくりと子どもの権利を守るまちづくり」 丸山 隆文（長野市保健福祉部） (2)「災害時も子どもの権利を守るために平時からできることを」 太田 智久（富士市危機管理室防災危機管理課） 3 特別報告 特別発言 1：「災害時のこどもの居場所づくりの政策動向」 猿渡 智衛（こども家庭庁成育局成育環境課） 特別発言 2：「災害時の子育て支援としずおか子育て防災ネットワークの取り組み」 原田 博子（しずおか子育て防災ネットワーク） 特別発言 3：「災害時子ども支援の実践から見える課題と教訓」 稲葉 将大（認定 NPO 法人カタリバ） 4 パネルディスカッション 上記報告者と分科会参加者との意見交換
コーディネーター	池田 恵子（静岡大学） 小野 道子（東洋大学） 中 智美（武蔵野市子どもの権利擁護委員）

■公開コーディネーター会議

11 月 8 日（日）15:50～16:50

コーディネーター：半田　勝久（日本体育大学）

渡部　達也（NPO法人ゆめ・まち・ねっと）

＊ 全国自治体シンポジウム、分科会のコーディネーターによる「振り返り」を公開で行い、その成果と今後に向けた課題について共有します。

9 日程表

【11 月7日（土）】

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
					12:15					
交流プラザ	全体会 2F 多目的ホール					現地参加受付	13:00～16:45 全体会			
	子ども参加企画 2F ギャラリー等			11:00～15:30 子ども参加企画						
	子ども作品展示 2F ギャラリー等					12:30～17:00 子ども作品展示				

※ 2F のギャラリーやホワイエでは、11 時から子ども参加企画を実施していますが、全体会の現地参加受付は 12 時 15 分からとなります。

※ 実行委員、報告者の方は 10 時から多目的ホール内に入場いただけます。

【11 月8日（日）】

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
		9:15								
交流プラザ	分科会① 2F 会議室1	現地参加受付	10:00～12:00 子どもの相談・救済				13:30～15:30 子どもの相談・救済			
	分科会③ 2F 会議室 2・3	現地参加受付	10:00～12:00 子どもの居場所				13:30～15:30 子どもの居場所		15:50 16:50	
	分科会⑦ 2F 多目的ホール	現地参加受付	10:00～12:00 災害と子ども				13:30～15:30 災害と子ども		公開コーディネーター会議	
	子ども作品展示 2F ギャラリー等		10:00～14:00 子ども作品展示							
富士駅北まちづくりセンター	分科会② 2F 大研修室 2	現地参加受付	10:00～12:00 子どもの虐待防止				13:30～15:30 子どもの虐待防止			
	分科会④ 2F 多目的室 A	現地参加受付	10:00～12:00 子ども参加				13:30～15:30 子ども参加			
	分科会⑤ 2F 多目的室 B	現地参加受付	10:00～12:00 子ども計画				13:30～15:30 子ども計画			
	分科会⑥ 1F 大研修室 1	現地参加受付	10:00～12:00 子ども条例				13:30～15:30 子ども条例			

※ 現地参加の受付は、各分科会の会場入口にて行います。

※ 実行委員・報告者の方は、9 時から各分科会の会場内に入場いただけます。

10 シンポジウム当日の流れについて

(1) 現地参加の場合

所定の時間内に受付へお越しいただき、受付手続きを行ってください。

受付では、電子申請フォームにより申込を行った際に自動返信された受信画面(または印刷したメール)をご提示ください。

①全体会の受付

全体会会場入口（富士市交流プラザ２階　多目的ホール）に受付を設置します。

（受付時間:12:15～13:00）

②分科会の受付

各分科会の会場入口にそれぞれ「受付」を設置します。（受付時間 9:15～10:00）

(2) オンライン視聴の場合

電子申請フォームから申込みを行うと、自動返信メールが送信されます。メールにはオンライン視聴用ウェブページの URL を記載していますので、当日の視聴開始時刻までにアクセスしてください。

ウェブページには、全体会及び7つの分科会の表示がありますので、視聴したいものを選択してご視聴ください。

※ オンライン視聴では、質問及び討議への参加はできませんので、あらかじめご了承ください。

11 クロークについて

11 月 7 日（土）は、下記のとおりクロークを用意いたします。

スペースに限りがありますので、荷物が収容数を超えた場合はお預かりできないことがあります。あらかじめご了承ください。

また、貴重品は参加者ご自身でお持ちいただきますようお願いいたします。

お預かり場所:富士市交流プラザ　第２会議室

お預かり時間:12:15～19:20

※ 17:30～19:00 の間は施錠し、荷物の取り出しはできませんのでご注意ください。

12 申込

「シンポジウム（全体会・分科会）への参加」、「資料集の申込」、「昼食弁当の申込」、「交流会への参加」は、いずれも一つの電子申請フォームでまとめて申込可能です。

電子申請フォームへは、次の富士市ウェブサイト URL からアクセスするか、下の二次元コードを読み取って直接アクセスしてください。

URL:https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023050000/p007751.html

【申込期間】

①現地参加	2026 年 9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火） （現地参加の定員は、全体会 300 名、分科会は会場により異なります。） ※申込期間終了時点で座席数に余裕がある場合、10 月 7 日（水）から最長 10 月 20 日（火）まで申込期間を延長します。（昼食弁当・交流会参加の申込期間の延長は行いません。）
②オンライン視聴	2026 年9月 15 日(火)からシンポジウム当日まで申込み可能です。 （オンライン視聴の定員は、全体会・分科会ともに300 名です。）
③資料集	2026 年 9 月 15 日（火）～10 月 20 日（火）
④昼食弁当	2026 年 9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）
⑤交流会参加	2026 年 9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）

※ 申請方法は別紙「申込要項」をご確認ください。

13 開催事務局

富士市こども未来課（担当:伊藤・赤池・安井・長澤・大塚）

電話:0545-55-2837

e-mail:kodomo2026@div.city.fuji.shizuoka.jp

シンポジウムウェブサイト	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023050000/p007751.html

※ シンポジウム期間中の緊急連絡先（電話番号）は、シンポジウム 1 週間前ごろに、市ウェブサイトへ掲載します。シンポジウム期間中は、上記の電話・メールでは対応できかねますので、あらかじめご了承ください。

14 会場内案内図

11月7日（土）　全体会、「子どもとつくる、表現のひろば」、交流会

富士市交流プラザ(2F)

11月8日（日）　分科会、公開コーディネーター会議

富士市交流プラザ(2F)

11月8日（日）　分科会、公開コーディネーター会議

富士駅北まちづくりセンター(2F)

富士駅北まちづくりセンター(1F)

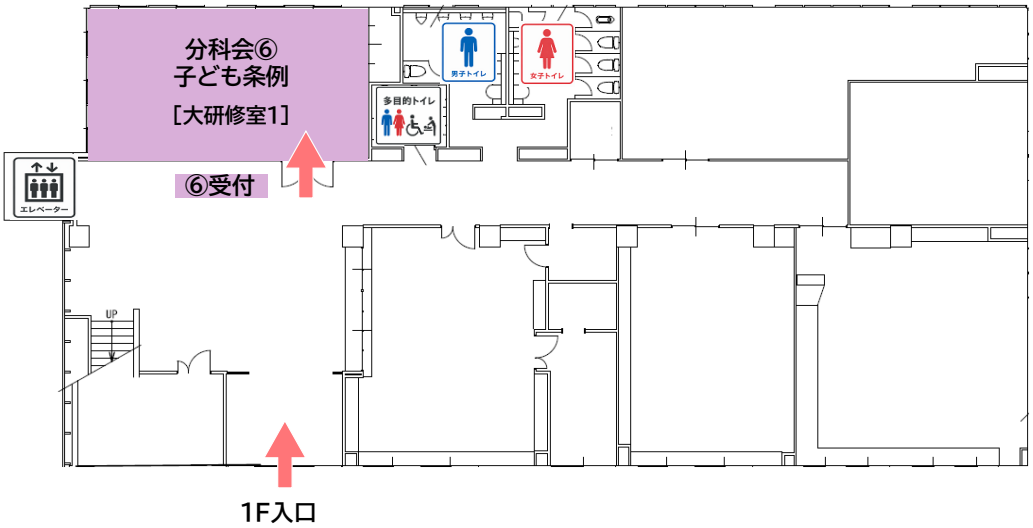

15 富士市及び会場のご案内

●東海道新幹線（JR 新富士駅で下車）
東京から…1 時間 10 分
新大阪から…2 時間 20 分
JR 新富士駅富士山口からタクシーで約 10 分(およそ 2.5km)

●東海道本線（JR 富士駅で下車）
JR 富士駅北口から徒歩約5分

●東名高速道路
富士ICより約 15 分

●新東名高速道路
新富士ICより約 20 分

※会場までのアクセス方法の詳細は
18 ページを参照ください。

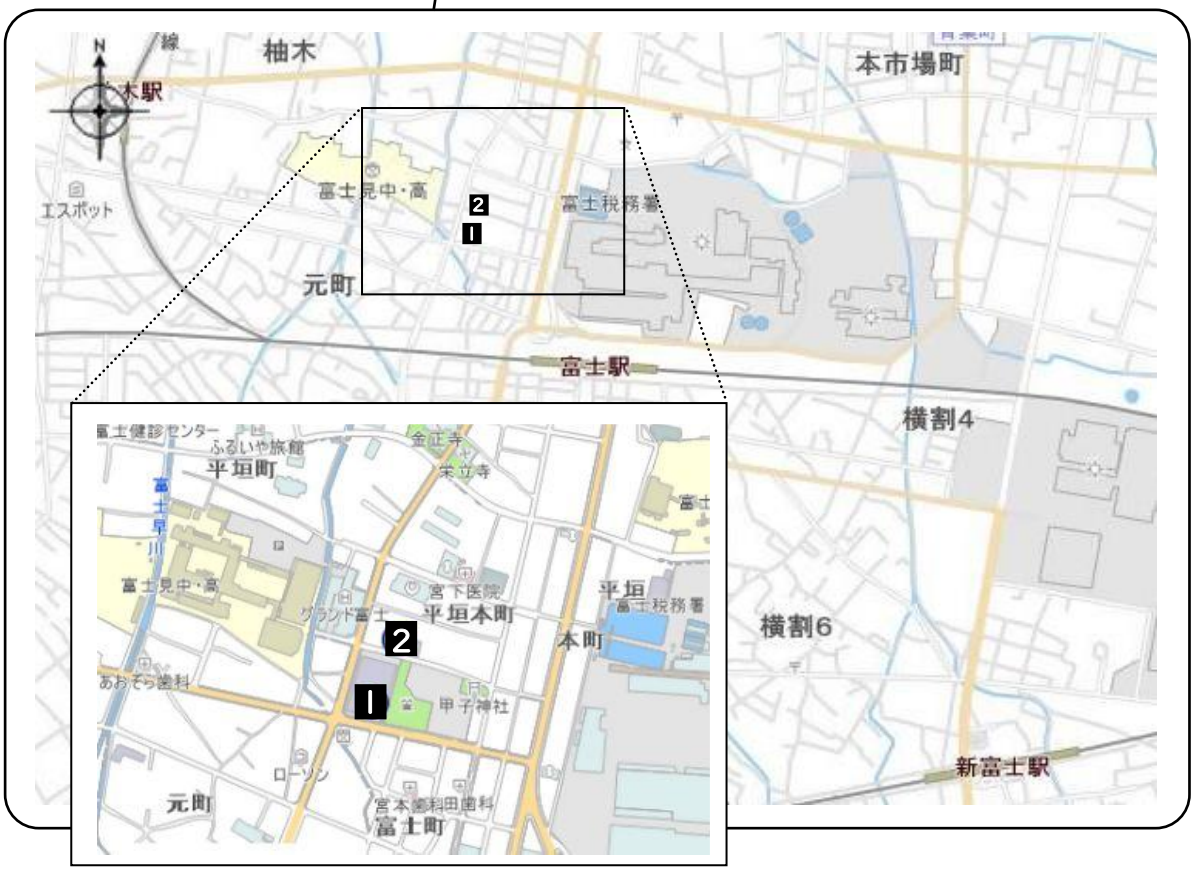

1	富士市交流プラザ （富士市富士町 20 番 1 号）	2	富士駅北まちづくりセンター （富士市平垣本町 6-13）

16 会場へのアクセス

東海道本線	［東海道本線最寄り駅］ JR 富士駅 北口から徒歩約5分 ※現在、富士駅北口では再整備事業を進めており、北口のエレベーターを停止しております。駅の階段利用が困難な方を対象として、北口・南口間の無料送迎タクシーを運行しております。 ご利用の際は、南口タクシー乗り場にて、運転手に「北口までの無料タクシーを利用したい」とお申し出ください。
東海道新幹線	［東海道新幹線最寄り駅］JR 新富士駅 〇タクシーの場合 富士山口からタクシーで約 10 分(およそ 2.5km) 1,200 円程度（参考値・各タクシー会社により異なります。） 〇バスの場合 JR 新富士駅から JR 富士駅へ移動 バス乗り場:JR 新富士駅 北口バス乗り場 1 番のりば 運行系統:富士急静岡バス「富士駅南口」行き（約8分） 運賃:大人 190 円～200 円（現金または交通系 IC カードを利用いただけます） ※駅舎にある階段またはエレベーターで 2 階へ上がり、JR 富士駅の北口へお進みください。（北口から徒歩約5分）
東海道新幹線から東海道本線へ乗り換える場合	［東京・横浜方面から］ 三島駅で下車後、東海道本線（下り:静岡・名古屋方面） へ。 （約 20～25 分で JR 富士駅に到着します。）
	［名古屋・大阪方面から］ 静岡駅で下車後、東海道本線（上り:沼津・東京方面） へ。 （約 35 分で JR 富士駅に到着します。）
自動車	東名高速道路 富士ICより約 15 分 新東名高速道路 新富士ICより約 20 分 ※駐車場は会場周辺の市営の駐車場（有料）、民間の駐車場（有料）をご利用ください。

【参考】帰路（最終電車）について

東海道新幹線「新富士駅」からの最終電車（東京方面・大阪方面） は下記のとおりです。

なお、天候・事故・工事等により運行が変更となる場合がありますので、必ず最新の運行情報をご確認ください。

［東京方面］ 新富士駅発【22 時 21 分（最終）】―東京駅着【23 時 24 分】

［大阪方面］ 新富士駅発【21 時 07 分（最終）】―新大阪駅着【23 時 56 分】

■ご案内

宿泊施設 Accommodations

Information

	施設名	Hotel	住所	TEL
新富士駅周辺 Around Shin-Fuji Sta.	ビジネスホテルアムス	HOTEL AMS	川成島782-9	0545-61-8700
	ナスビ マウントフジバックパッカーズ	NASUBI Mt. FUJI BACKPACKERS	横割4-3-11	0545-32-9690
	ビジネス旅館ホテル玉や	HOTEL TAMAYA	横割5-1-1	0545-61-4016
	ビジネスホテル新富士本館	HOTEL SHINFUJI MAIN BLDG.	横割6-13-7	0545-61-2230
	ビジネスホテル新富士東館	HOTEL SHINFUJI EAST BLDG.	横割6-13-10	0545-61-2230
	ビジネスホテル新富士タワー館	HOTEL SHINFUJI TOWER BLDG.	横割5-3-19	0545-61-2230
	東横イン 新富士駅南口	TOYOKO INN SHINFUJI-EKI MINAMI-GUCHI	柳島310-1	0545-66-1045
	新富士駅前の宿 きの屋	KINOYA HOSTEL	宮島501-1	080-3636-8926
	ホテルルートイン新富士駅南	HOTEL ROUTE INN SHINFUJI-EKI MINAMI	宮島602-1	050-5576-7881
富士駅周辺 Around JR Fuji Sta.	ホテルグランド富士	HOTEL GRAND FUJI	平垣本町8-1	0120-561-063
	富士市ビジネスホテルふるいや旅館	HOTEL FURUIYA RYOKAN	平垣町6-1	0545-61-0233
	富士グリーンホテル高橋	FUJI GREEN HOTEL TAKAHASHI	本町5-1	0545-64-1900
	Tabistホテル中島	TABIST HOTEL NAKAJIMA	中島352	0545-61-0297
	スーパーホテルJR富士駅前禁煙館	SUPER HOTEL JR FUJI-EKIMAE- KIN EN KAN	横割本町2-18	0545-65-9001
	スーパーホテル天然温泉富士本館	SUPER HOTEL NATURAL HOT SPRINGS FUJIHONKAN	水戸島元町16-10	0545-65-9002
	ホテルリブマックス富士駅前	HOTEL LIVEMAX FUJI-EKIMAE	横割本町2-21	0545-60-9900
	GUEST HOUSE富士と碧	GUESTHOUSE FUJI TO AO	元町9-3	0545-67-3922
	Running Bare ※春・夏のみ	RUNNING BARE	本町2-2高橋ビル第3 1F	080-8975-3626
吉原駅周辺 Around JR Yoshiwara Sta.	ビジネスホテルおかむら	HOTEL OKAMURA	鈴川町3-14	0545-31-1711
	ビジネスホテル・地魚料理菊川	HOTEL KIKUGAWA	鈴川町9-3	0545-33-0015
	ファミリーロッジ旅籠屋富士田子浦店	HOTEL HATAGOYA	中丸161	0545-62-8858
	ビジネス旅館鈴清	HOTEL SUZUSEI	今井2-5-8	0545-33-0204
吉原地区 Yoshiwara Area	14 Guest House Mt.Fuji	14 GUEST HOUSE MT. FUJI	吉原3-3-23	0545-67-1005
	富士ビジネス旅館美波	HOTEL RYOKAN MINAMI	御幸町7-8	0545-52-3732
	Tabistゆ縁の宿ふじみ	TABIST HOTEL FUJIMI RYOKAN	荒田島町3-20	0545-51-1317
	鯛屋旅館	HOTEL TAIYA RYOKAN	吉原2-3-21	0545-52-0012
	旅館入船	HOTEL RYOKAN IRIFUNE	今泉1-7-7	0545-52-2082
	ホテル24（NISHI）IN 富士山	HOTEL 24 IN Mt. FUJI	吉原3-13-1	0545-55-2222
	ビジネス旅館魚静	HOTEL RYOKAN UOSHIZU	吉原5-4-20	0545-52-2257
富士市役所・富士IC周辺 Around Fuji City Hall and Fuji Exit	アパホテル富士中央	APA HOTEL FUJI-CHUO	日乃出町38	0545-51-5588
	富士パークホテル	FUJI PARK HOTEL	伝法2515-1	0545-53-8585
	くれたけイン富士山	HOTEL KURETAKE-INN Mt. FUJI	永田町1-124-1	0545-52-5222
	スーパーホテル富士インター	SUPER HOTEL FUJI-INTER	永田町2-43	0545-52-9000
	ホテルニシムラ	HOTEL NISHIMURA	永田町1-149	0545-51-2424
	ホテルニューセントラル	HOTEL NEW CENTRAL	永田町2-24-2	0545-53-9111
	ホテルルートイン富士中央公園東	HOTEL ROUTE INN FUJI CHUO KOEN HIGASHI	永田町2-81-1	050-5847-7477
	ともえ旅館	HOTEL TOMOE RYOKAN	永田町1-5	0545-51-8402
	ホテルソネック	HOTEL SONEC	永田町1-108-2	0545-51-7311
	ABホテル 富士	AB HOTEL FUJI	伝法2442-1	0545-67-0413
	ゲストハウス野村	GUEST HOUSE NOMURA	日乃出町65	0545-53-3345
大淵地区 Obuchi Area	よもぎ湯	HOTEL YOMOGI-YU	大淵1565-2	0545-35-6666
	富士山こどもの国	Mt. FUJI CHILDREN'S WORLD (HOTEL LODGE)	桑崎1015	0545-22-5560
	農家民宿やまぼうし	FARM-INN YAMABOUSHI	大淵4513	0545-35-6668
	FUJISPARK HOTEL	FUJISPARK HOTEL	大淵325-5	0545-37-0100
	Language Village	LANGUAGE VILLAGE	大淵4265-1	0545-37-0210
キャンプ場 Campsite	少年自然の家	PUBLIC CHILDREN'S NATURAL CENTER	大淵10847-1	0545-35-1697
	丸火自然公園グリーンキャンプ場	MARUBI NATURAL PARK GREEN CAMPSITE	大淵10847-1	0545-35-1697
	野田山健康緑地公園富士川キャンプ場	NODAYAMA KENKO RYOKUCHI PARK FUJIKAWA CAMPSITE	中之郷4482-141	0545-55-2783
	須津山休養林キャンプ場	SUDOYAMA RECREATION FOREST CAMPSITE	江尾1035	0545-55-2783

タクシー TAXI

		TEL
岳南タクシー	GAKUNAN TAXI	0545-61-0017
シンフジハイヤー	SHINFUJI TAXI	0545-21-4511
鷹岡タクシー	TAKAOKA TAXI	0545-71-1300
田子の浦タクシー	TAGONOURA TAXI	0545-51-9366
トンボ交通	TONBO KOTSU	0545-52-2300
石川タクシー富士	ISHIKAWA TAXI FUJI	0545-51-1111
富士交通	FUJI KOTSU	0545-53-3636
富士タクシー	FUJI TAXI	0545-61-2010
平和タクシー	HEIWA TAXI	0545-52-3010
東海交通	TOKAI KOTSU	0545-61-4646

バス BUS

		TEL
富士急静岡バス	FUJIKYU SHIZUOKA BUS	0545-71-2495
山梨交通	YAMANASHI KOTSU	0544-27-0111

レンタカー RENT-A-CAR

		TEL
ニッポンレンタカー静岡	NIPPON RENT-A-CAR SHIZUOKA	0545-63-0919
トヨタレンタカー	TOYOTA RENT-A-LEASE SHIZUOKA	0545-63-0100
タイムズカーレンタル	TIMES CAR RENTAL	0545-63-5670
オリックスレンタカー	ORIX RENT-A-CAR	0545-62-5421
日産レンタカー	NISSAN RENT-A-CAR	0545-64-4123
駅レンタカー	EKI RENT-A-CAR	0545-65-2982
Ｊネットレンタカー	J-NET RENT-A-CAR	0545-65-9154
ニコニコレンタカー富士店	NIKONIKO RENT-A-CAR	0545-61-8888

私鉄 PRIVATE RAILWAY

		TEL
岳南電車（吉原駅）	GAKUNAN TRAIN (YOSHIWARA Sta.)	0545-33-0510

レンタサイクル RENTAL BICYCLE

		TEL
新富士駅観光案内所	Shin-Fuji Station Tourist Information Center	0545-64-2430
富士市サイクルステーション ふじクル	Fuji Cycle Station FUJIKURU	0545-50-9770
道の駅 富士川楽座	Fujikawa Rakuza, Roadside Station	0545-81-5556

観光のお問い合わせは For Tourist Information 役立つ旅情報をより詳しくご案内します

新富士駅観光案内所
Shin-Fuji Station Tourist Information Center
営業時間 8:30〜17:15
TEL：0545-64-2430

交流観光課
Tourism Exchange Division
〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100
TEL：0545-55-2777 https://www.city.fuji.shizuoka.jp

一般社団法人 富士山観光交流ビューロー
Fujisan Tourism & Communication Bureau
〒416-0939 静岡県富士市川成島654-10
TEL：0545-64-3776 http://www.fujisan-kkb.jp

観光情報はこちらからもどうぞ For more information
パンフレット Pamphlet
観光情報（英語） Tourism information (English)

2023年
12月改訂

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2026 富士市

申込要項

1　申込について

「シンポジウム（全体会・分科会）への参加」、「資料集の申込」、「昼食弁当の申込」、「交流会への参加」は、いずれも一つの電子申請フォームでまとめて申込可能です。

電子申請フォームは、富士市ウェブサイトからアクセスするか、下の二次元コードを読み取ってアクセスしてください。

▼申込フォームはこちら▼
URL:https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023050000/p007751.html

※ システムメンテナンスの実施に伴い、以下の期間中は電子申請フォームをご利用いただけませんのでご注意ください。（終了時間は予定）
①2026 年10月 7 日（水）0 時から 14 時まで
②2026 年10月 21 日（水）0 時から 14 時まで

申込みに当たっての注意事項

※ 申込は参加者一人につき、1 回で行ってください。複数名で参加される場合は、参加者ごとにお申し込みください。同一のお名前で複数の申込が確認された場合は、最後に行われた申込のみ有効とし、それ以前の申込は事務局で取り消します。

※ 申込完了後は、申込内容を修正できません。内容を変更する場合は、申込期限内に、自動返信メールに記載された URL から取消を行うことが可能です。
なお、再申込のタイミングによっては、ご希望の全体会・分科会が定員に達し、参加できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 支払方法は、「PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済」です。
ただし、資料集のみ「請求書による口座払い」を選択することが可能です。
（口座払いを選択した場合、請求先は個人宛ではなく、入力された団体宛となります。）

（入力例①）

弁当申込	PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済	▶ 全ての合算額を個人宛に請求します。
交流会申込		
資料集申込	【選択可能】 PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済	

（入力例②）

弁当申込	PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済	▶ 個人宛に請求します。
交流会申込		
資料集申込	【選択可能】 請求書による口座払いを選択	▶ 団体宛に請求します。

2　全体会・分科会への参加申込

【参加申込期間】

①現地参加	2026 年 9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火） （現地参加の定員は、全体会 300 名、分科会は会場により異なります。） ※申込期間終了時点で座席数に余裕がある場合、10 月 7 日（水）から最長 10 月 20 日（火）まで申込期間を延長します。（昼食弁当・交流会参加の申込期間の延長は行いません。）
②オンライン視聴	2026 年9月 15 日(火)からシンポジウム当日まで申込み可能です。 （オンライン視聴の定員は、全体会・分科会ともに300 名です。）

※ 現地参加、オンライン視聴のいずれの場合も、申込み後、登録されたメールアドレス宛に自動返信します。

自動返信の内容

① 申込内容を受付した旨を通知します。現地参加の場合、シンポジウム当日、受付通知の受信画面（または印刷したメール）をご提示いただき、入場受付を行います。

② オンライン視聴用のウェブページ URL をお送りします。
（現地参加、オンライン視聴のいずれの場合も、オンライン視聴用のウェブページ URL をお送りします。）

【受付通知の受信画面のイメージ】

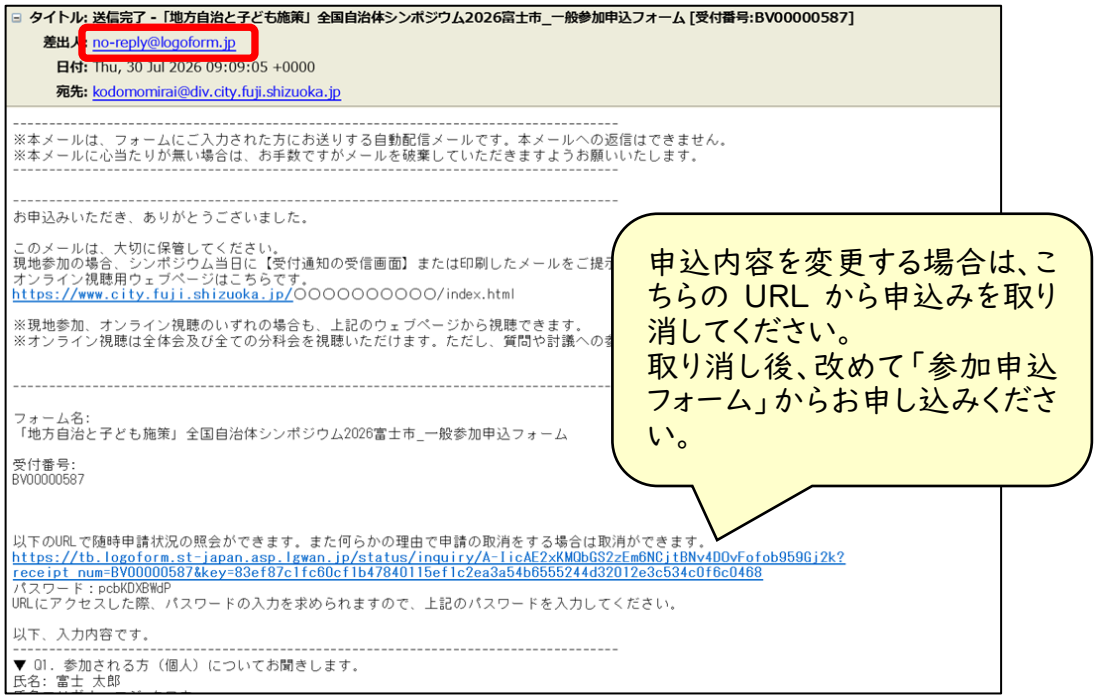
タイトル: 送信完了 -「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2026富士市_一般参加申込フォーム [受付番号:BV00000587]
差出人: no-reply@logoform.jp
日付: Thu, 30 Jul 2026 09:09:05 +0000
宛先: kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

お申込みいただき、ありがとうございました。

このメールは、大切に保管してください。
現地参加の場合、シンポジウム当日に【受付通知の受信画面】または印刷したメールをご提示
オンライン視聴用ウェブページはこちらです。
https://www.city.fuji.shizuoka.jp/○○○○○○○○○○/index.html

※現地参加、オンライン視聴のいずれの場合も、上記のウェブページから視聴できます。
※オンライン視聴は全体会及び全ての分科会を視聴いただけます。ただし、質問や討議への

フォーム名:
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2026富士市_一般参加申込フォーム

受付番号:
BV00000587

以下のURLで随時申請状況の照会ができます。また何らかの理由で申請の取消をする場合は取消ができます。
https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NCjtBNv4DOvFofob959Gj2k?receipt_num=BV00000587&key=83ef87c1fc60cf1b47840115ef1c2ea3a54b6555244d32012e3c534c0f6c0468
パスワード：pcbKDXBWdP
URLにアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

以下、入力内容です。

▼ 01. 参加される方（個人）についてお聞きします。
氏名: 富士 太郎

申込内容を変更する場合は、こちらの URL から申込みを取り消してください。
取り消し後、改めて「参加申込フォーム」からお申し込みください。

※ 自動返信メールは大切に保存してください。

※ 自動返信メールは「no-reply@logoform.jp」から送信されますのでメールを受信できるよう、事前に受信設定をご確認ください。
（「no-reply@logoform.jp」をメールアドレス指定受信、もしくは、ドメイン指定受信に設定いただくようお願いします。）

※ メールが届かない場合、別のフォルダ（迷惑メールフォルダや Gmail の場合、プロモーションなど）に入っていないかご確認ください。

※ オンライン視聴は、全体会及び全ての分科会を視聴いただけます。
（オンライン視聴では、質問・討議参加はできません。）

【オンライン視聴動画のアーカイブ配信について】

全体会及び分科会の模様は、後日、視聴用ウェブページからアーカイブ（録画）視聴が可能です。（2026 年 11 月 27 日（金）～2027 年 1 月 8 日（金））

※ 視聴用ウェブページ URL は、当日視聴用URLと同じです。
※ 映像は当日配信したものと同じで、チャプターなどの編集・加工は行っていません。
※ 資料集を購入された方は、2026 年11月 30 日(月)までにダウンロードを行うようにしてください。)

3 資料集購入の申込

1ページに記載の電子申請フォームからお申し込みください。
資料集は、データ（ダウンロード形式）のみ販売します。価格は 1,300 円（税込）です。

※ 紙媒体での販売はありませんので、あらかじめご了承ください。
※ 資料集は、全体会及び分科会の内容を一体化した構成となっています。

【資料集の申込・支払い・データ受取について】

①資料集の申込（申込者） 9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）	①資料集の申込（申込者） 10 月 7 日（水）～10 月 20 日（火）
＜10 月 6 日までの申込者＞	＜10 月 7 日以降の申込者＞
②支払方法案内通知 (実行委員会→申込者) 10 月 9 日(金)	②支払方法案内通知 (実行委員会→申込者) 10 月 23 日(金)
↓	↓
③支払い（申込者） 10 月 9 日（金）～10 月 26 日（月）	③支払い（申込者） 10 月 23 日（金）～11 月 2 日（月）
↓	↓
④資料集送付（実行委員会→申込者） 10 月 30 日（金）	④資料集送付（実行委員会→申込者） 11 月 4 日（水）
↓	↓
⑤資料集のダウンロード（申込者） 10 月 30 日（金）～11 月 30 日（月）	⑤資料集のダウンロード（申込者） 11 月4日（水）～11 月 30 日（月）

※下記期日までにお支払いがない場合は、購入申込を無効とします。
9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）の間にお申し込みの方…10 月26 日（月）まで
10 月 7 日（水）～10 月 20 日（火）の間にお申し込みの方…11 月 2 日（月）まで

※ 資料集は 9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）の間にお申し込みいただき、10 月26 日（月）までに入金確認ができた方に対して、10 月 30 日（金）に一斉にデータを送付します。
また、10 月 7 日(水)～10 月 20 日(火)の間にお申し込みいただき、11 月 2 日(月)までに入金確認ができた方には、11 月 4 日（水）にデータを送付します。

【資料集のダウンロード方法】

資料集申込期間の終了後、申込時に登録されたメールアドレス宛にダウンロード案内メールを送付します。メール内の URL をクリックし、メール内に記載されたパスワードを入力して、PDF ファイルをダウンロードしてください。（2026 年11月 30 日(月)までダウンロード可能です。）

4　昼食弁当購入の申込

会場周辺には、昼食をとれる店舗や、コンビニエンスストアがありますが、混雑が予想されます。分科会（11 月 8 日）については、お弁当を注文することが可能ですので、希望される方は、1 ページに記載の電子申請フォームからお申し込みください。

〇弁当（お茶付き） 1 食 1,000 円（税込）

【昼食弁当の申込・支払い・受取について】

①昼食弁当の申込（申込者）	9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）
↓	
②支払方法案内通知（実行委員会→申込者）	10 月 9 日（金）
↓	
③支払い（申込者）	10 月 9 日（金）～10 月 26 日（月）
↓	
④弁当の受け取り（申込者）	11 月8日（日）

※10 月 26 日（月）までにお支払いがない場合は、購入申込を無効とします。

※弁当を購入いただいた方は、以下の手順に沿って弁当をお受け取りください。

①分科会当日

各分科会の会場入口にそれぞれ「受付」を設置しますので、受付にて電子申請フォームにより申込を行った際に自動返信された受信画面(または印刷したメール)をご提示ください。

（受付時間 9:15～10:00） 受付の際に引換券をお渡しします。

②昼食弁当のお受け取り方法

各分科会の会場入口で弁当をお渡しいたしますので、受付で引換券を提示の上、弁当をお受け取りください。（配付時間:12:00～13:00）

5　交流会の参加申込

申し込みは 1 ページに記載の電子申請フォームからお申し込みください。

〇参加費 4,000 円（税込）

【交流会の申込・受付について】

①交流会の申込（申込者）	9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）
↓	
②支払方法案内通知（実行委員会→申込者）	10 月 9 日（金）
↓	
③支払い（申込者）	10 月 9 日（金）～10 月 26 日（月）
↓	
④交流会の受付（申込者）	11 月 7 日（土）

※10 月 26 日（月）までにお支払いがない場合は、購入申込を無効とします。

※交流会参加の支払いを行った方は、以下の手順に沿ってご参加ください。

①交流会当日

全体会の受付にて電子申請フォームにより申込を行った際に自動返信された受信画面(または印刷したメール)をご提示ください。（受付時間 12:15～13:00）

受付の際に交流会入場券をお渡しします。

②交流会の受付
交流会会場入口（富士市交流プラザ第1会議室(2F)）に受付を設置していますので、受付にて交流会入場券をご提示いただき、入場受付を行ってください。
（受付時間:17:15～17:30）

6 支払方法

「資料集データ（1,300 円）」、「昼食弁当（1,000 円）」、「交流会参加（4,000 円）」を申込された場合、参加申込期間の終了後に、支払についての案内を行います。
案内内容は、申込時に選択された支払方法によって異なりますが、いずれの場合も、所定の期日までにお支払いください。

【支払方法等一覧】

種別	費用	支払方法	支払期限等
昼食弁当	1,000 円	PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済	10 月 9 日（金）～ 10 月 26 日（月）
交流会	4,000 円		
資料集	1,300 円	①PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済 ②請求書による口座払い	10 月 9 日(金)～10 月26 日（月） ※9 月 15 日（火）～10 月 6 日（火）の間にお申し込みの方
			10 月 23 日(金)～11 月 2 日(月) ※10 月 7 日（水）～10 月 20 日(火)の間にお申し込みの方

【支払いに当たっての注意事項】

① 支払期限までに必ずお支払いください。それぞれ指定の期日までに費用の納入がない場合、申込は無効とします。
② 申込者の都合によるキャンセル及び返金には、理由を問わず応じられませんので、あらかじめご了承ください。
③ 天災等により主催者が開催中止を判断した場合を除き、交通機関の麻痺による不参加も返金対象外（自己都合）とします。
④ 台風、地震、津波等の天災地変、感染症の流行、その他主催者の責に帰すことのできない事由により、本シンポジウムの開催を中止した場合、納入された費用のうち、弁当代、交流会費を返金し、資料集データ費は返金いたしません。ただし、中止決定時点で既に発生している実費（システム利用料等）を差し引いた額を返金します。（返金に要する手数料は主催者の負担とします。）

※ シンポジウムの中止または変更に伴い発生した、参加者個人の交通費、宿泊費等のキャンセル料について、主催者は一切その責任を負わず、補償も行いません。

【支払いまでの流れ】

◎PayPay（ペイペイ）決済又はコンビニエンスストアでのバーコード決済の支払い

①申込時に登録された個人宛のメールアドレス(または携帯電話番号宛(SMS))へ支払案内メールを送付します。

メールアドレスの場合	noreply@ecservice.densan-s.co.jp
SMS の場合 ［au / docomo / 楽天モバイル］	05031749858
SMS の場合 ［Softbank］	251000

※ メールアドレスの場合、メールを受信できるよう、事前に受信設定を行ってください。
（「noreply@ecservice.densan-s.co.jp」をメールアドレス指定受信、もしくは、「densan-s.co.jp」をドメイン指定受信に設定いただくようお願いします。）

②メール内の URL をクリックし、支払期日までにお支払いください。
※ 決済事業者は、株式会社電算システムです。
特定商取引法に基づく表示については、シンポジウムウェブサイトをご確認ください。
(https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023050000/p007751.html)

【支払いまでのイメージ(画像は実際の案内メールとは異なります)】

◎資料集データの「請求書による口座払い」対応について

1 ページに記載の電子申請フォームで申込時に、資料集データの支払い方法について「請求書による口座払い」を選択された場合は、登録された団体メールアドレス宛に請求書を送りますので、所定の期日までにお振り込みください。

※ お振込みに係る手数料は、申込者の負担となります。

【領収証の取扱いについて】

実行委員会事務局から領収証の発行はいたしませんので、支払いの証明を行う場合は、以下のとおりご対応ください。

⑴ PayPay（ペイペイ）決済の場合:決済完了後に PayPay アプリ内に表示される「取引履歴」の画面（決済詳細）を支払証明書としてご利用ください。

⑵ コンビニエンスストアでのバーコード決済の場合:店頭での決済時、レジにて手渡される「受領書（払込受領書）」を領収証としてご利用ください。

⑶ 資料集データの「請求書による口座払い」の場合:銀行の振込明細と発行された請求書をもって支払証明としてください。

※ 公費精算上、特段の事情を要する場合は、支払前に事務局までご相談ください。

■開催事務局

富士市こども未来課（担当:伊藤・赤池・安井・長澤・大塚）

電話:0545-55-2837

e-mail:kodomo2026@div.city.fuji.shizuoka.jp

シンポジウムウェブサイト	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023050000/p007751.html

※ シンポジウム期間中の緊急連絡先（電話番号）は、シンポジウム 1 週間前ごろに、市ウェブサイトへ掲載します。シンポジウム期間中は、上記の電話・メールでは対応できかねますので、あらかじめご了承ください。